

公益財団法人えひめ産業振興財団における競争的資金の管理・監査に関する基本方針

平成20年12月15日

公益財団法人えひめ産業振興財団

1. 趣旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)に基づき、公益財団法人えひめ産業振興財団(以下、「財団」という。)が、競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下、「競争的資金等」という。)の効果的かつ効率的な運用及び適正な管理を図るため、必要な事項を定めるものである。

2. 責任体制

競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、公表する。

- (1) 最高管理責任者は理事長とする。最高管理責任者は、財団を代表し、競争的資金等の管理・運営について最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者は専務理事とする。統括管理責任者は、最高管理責任者とともに財団全体を統括し、競争的資金等の管理・運営について責任と権限を持つ。
- (3) 部局責任者は各部長とする。部局責任者は、競争的資金等の運営・管理について、部局を統括する実質的な管理・監督責任と権限をもつ。
- (4) 所属責任者は各課長とする。所属責任者は、所掌事務に係る競争的資金等の運営・管理における実質的な責任と権限をもつ。
- (5) 最高管理責任者は、統轄管理責任者、部局及び所属責任者が責任を持って、競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- (6) 財団内の責任体系はホームページにて公開する。(<http://www.ehime-iinet.or.jp>)

3. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

競争的資金等の不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備体制を構築する。

- (1) 統括管理責任者は、財団内の関係者に対し、競争的資金等は公的資金によるものであり、財団による適正な運営・管理が必要であるという原則を十分に認識させ、職員は専門的能力をもって、競争的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを周知させる。
- (2) 財団内外からの、競争的資金等の運営・管理、使用ルール、事務処理手続に関する相談窓口を、産業振興部 産学官連携推進課に置く。

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正を発生させる要因を把握し、不正行為の防止に向けた具体的な不正防止対応計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する。
- (2) 防止計画推進部署を、総務企画部 総務課に置く。

5. 競争的資金等の適正な運営・管理活動

複数の者から実効性のあるチェックが効くシステムにより管理を行う。

- (1) 競争的資金等に係る事務処理は、財団が定める処務規程、会計規程、役員及び職員の給与及び旅費に関する規程に従い、適性に行うこととする。
- (2) 発注業務は、予算に基づくとともに、見積書ほか必要書類を添付のうえ、複数のチェック、決裁体制により支出決定を行うものとする。
- (3) 検収業務は、品質、規格、数量等について契約書または見積書等と照合するものとし、検収は、担当者より上位の者が履行を確認する等、厳格に実施する。
- (4) 不正な取引に関与した業者への対応は、「愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱」を準用し、最高管理責任者が入札案件への参加停止等の処分を決定する。

6. 情報の伝達を確保する体制の確立

財団の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。

不正に係る情報に関する通報(告発)の受付窓口には、産業振興部長を充てる。産業振興部長は財団内外からの不正に係る情報を受け付けた場合は、速やかに統括管理責任者に報告するとともに、通報者の保護について十分に配慮するものとする。

7. モニタリングの在り方

財団全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。

- (1) 財団全体の視点でのモニタリングは、財団が定める寄附行為、処務規程及び就業規程に基づき行うものとする。
- (2) 内部監査は、財団が定める寄附行為に基づき、監事が実効性のある監査を実施する。

■ 競争的資金にかかる相談窓口について

競争的資金等の事務手続きや使用ルールに関する相談窓口を設けました。

受付窓口 産業振興部 産学官連携推進課
住 所 〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町 337-1
電話番号 089-960-1100
FAX番号 089-960-1105
メールアドレス s-info@ehime-iinet.or.jp
受付時間 平日 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

■ 競争的資金にかかる通報(告発)について

競争的資金等の不正に関する本財団内外からの告発等の通報窓口を設けました。

1. 通報窓口

受付窓口 産業振興部長
住 所 〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町 337-1
電話番号 089-960-1100
FAX番号 089-960-1105
受付時間 平日 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

2. 通報等の取り扱い

通報(告発)の対象となる不正行為は、当該競争的資金に係る研究活動における不正行為(研究成果の捏造、改ざん、盗用など)及び研究費の不正使用(私的流用、目的外使用等)とします。

通報を受け付ける際には、通報者の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為及び不正使用の態様、不正とする根拠、使用された競争的資金等について確認させていただくとともに、調査にあたっては、通報者にご協力を求める場合があります。

なお、告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。